

第 2 5 期 第 3 7 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年 6 月 2 9 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 7 回定例農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 2 9 日（月）午後 3 時 3 0 分から、伊予市役所において第 3 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 9 名
農地利用最適化推進委員	1 7 名
事務局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第 1 4 8 号	農地法 3 条の規定による許可申請について	6 件
第 1 4 9 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく 農用地利用集積等促進計画について	1 7 件
第 1 5 0 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
第 1 5 1 号	非農地判断について	1 件

（報告）

第 6 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	2 件
---------	---------------------------	-----

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第37回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第148号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	譲渡人の要望	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、私から説明させていただきます。●●さんは、土地の隣に家を構えておりまして、お兄さんの農業を休みの時に手伝っております。この農地は、荒地になっていたところでして、●●さんから高齢になり手が回らないということで買ってほしいという依頼がありまして、●●さんが買われたということです。

特段、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●㎡
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人は新規農地取得者です。申請地は譲受人の住宅前にあり家庭菜園としてナス、じゃがいもなどの露地野菜を耕作予定です。また農地拡大は予定されておりません。経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2についても私の方から説明させていただきます。●●さんは、以前からこの農地を借受けて、野菜を作っておられました。今回、●●さんの意向で●●さんなら譲っても良いということで話がまとまりました。●●さんは、継続して野菜を作ることです。以前から作られておりますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人 下吾川 ●● さん

譲受人 中山町中山 ●● さん

申請地 中山町中山 ●● 畑 ●● m²

他1筆 合計 ●● m²

譲受人の耕作面積 ●● m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人は、申請農地の隣に住まわれており農地管理もしやすく問題ないかと思
います。経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条
第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

譲受人の●●さんは、十数年前からこの土地を借り受けて野菜を作られておられま
す。譲渡人の●●さんは、実家も取り壊されて、農業もしないということでこのよう
な話になりました。問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からご質問はございませ
んでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3について承認いたします。

続いて、番号4、5、6につきまして、関連がありますので、一括審議とし、事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町大久保字	●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人) 生前贈与 (譲渡人) 生前贈与		
権利の種類	贈与による所有権移転		

5番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町高岸字	●●	畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人) 生前贈与 (譲渡人) 生前贈与		
権利の種類	贈与による所有権移転		

6番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町高岸字	●●	畑 ●●m ²
	他1筆 合計	●●m ²	
申請理由	(譲受人) 農業経営安定化 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		

申請番号4番、5番については、譲受人と譲渡人は親子関係にあたります。現在も申請農地は●●さんと●●さんの弟さんが管理を行っております。

申請番号4から6番の農地は、サカキとシキミを栽培しており、今後も同様に続けていきたいと言われていました。譲受人の経営状況については、議案説明書の1ページ4から6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4、5、6について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さん、●●さんはご夫婦で●●くんは息子さんです。弟さんも農業をされていますので、4、5番は生前贈与で問題ないと思います。6番の●●さんは高齢ということもあり、近所である●●さんに譲られるとのこと。●●さん家族は、皆さん農業をされていて問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号4、5、6につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号4、5、6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号4、5、6について承認いたします。

議案第149号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定め、同条第7項の規定により、次のとおり公告するため審議を求める。

事務局

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和8年度「農用地利用集積等促進計画」第3号をご覧ください。1～5ページが所有者と機構との間の契約、6～10ページが機構と受手との間の契約となっております。各契約の申請番号が共通の番号となっておりますので確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。今回の利用権設定の申し出の合計は、17件、28筆、29,920㎡。内訳としましては、有償の件数が10件、無償の件数が7件、となっております。契約の期間については、10年以上の契約が10件、5年以上10年未満の契約が7件となっております。

担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、本計画案について、内容が地域の実情に合っているか、適切な農地利用となっているかについて、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号１～１７につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

議長

今回、南伊予地区の案件が多いですが、今後はどうですか。

●● 農業委員

余裕はあると思いますが、集約されつつあります。

議長

休耕田は解消されていますか。

●● 農業委員

急激に増えたりはしていません。

議長

中山や大平の地区はどうですか。中間管理の移行が浸透して増えていますが、５年、１０年と言う決まりがある中で今は安定していますか。

●● 農業委員

最近増えていますね。

議長

今後、中間管理を通した方が時間的に伊予市は兼務を受けていますので、許可が早いです。そういったお話がありましたら、中間管理機構を通してやっていただければ確実ですので、よろしくお願いします。

議長

無いようでしたら、番号１～１７について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号１～１７について承認いたします。

議案第１５０号

農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、3 ページ、番号 1、申請地説明図は、位置図が 2～3 ページ、現地写真は 4 ページをご覧ください。譲渡人は、市場、●●さん。譲受人は、伊予郡松前町、●●さん。申請地は、市場字●●、畑、●●㎡。転用目的は、農家住宅、権利の種類等は、使用貸借権の設定です。

転用事由の詳細ですが、譲受人は現在、勤務の傍ら農業に従事し将来的には農業を継承する予定であるが、現住居は市外の借家に家族 4 人で同居しており、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、母が所有する申請地が、実家に近く、将来的な育児や農作業従事の面等からも最適地であるため、当該申請地に農家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は市場地区に位置し、公益的施設に近接する第 3 種農地と判断されます。また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

事務局の説明の通りで問題ないです。●●さんは、数年前に相続されて熱心に農業をされています。水利の関係も積極的にされている方です。以上です。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

議長

息子さんは将来、農業を継ぐということですか。

●● 推進委員

そうですね。現在、●●さんはまだ若いですが、将来やってほしいとのことですよ。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号 1 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いします。

番号2

議案説明書は3ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が5～6ページ、現地写真は7ページをご覧ください。譲渡人は、上野、●●さん。譲受人は、松山市、●●さん、●●さん。申請地は、上野字●●、田、●●m²。転用目的は、分家住宅、権利の種類等は、使用貸借権の設定です。

転用事由の詳細ですが、譲受人は現在、勤務の傍ら農業に従事しているが、現住居は市外の官舎で妻と子供2人で同居しており、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、祖父が所有する申請地が、将来的な育児や農作業従事の面等からも最適地であるため、当該申請地に分家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は上野地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

事務局の説明のとおりなのですが、●●さんは、祖父の●●さんが所有する農地に分家住宅を建築するということで、今年の総会で、この地域が農振地域でしたので除外の申請をされていたのが承認されまして、今回の申請に至りました。特段支障はないので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第151号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、4ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が8～11ページ、現地写真は12～15ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、神戸市長田区、●●さん。土地所在地は、双海町大久保字●●、畑、●●㎡、他7筆、計8筆、面積合計●●㎡です。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、平成15年に相続により取得したが、当時から県外に在住しており十分な管理が出来ず、荒廃し山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、県外に出られており、相続はしたものの、農地が何処にあるかわからない状態で、そのままにしていたそうです。写真のように竹林及び雑木が生えて山林化してしまったので、地目変更の申請を出されました。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
それでは、報告事項に移ります。

報告第61号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

事務局

1番

譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、下吾川、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、田、●●㎡。転用目的は、自己住宅で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、使用貸借権の設定によるものです。

2番

譲渡人は、大阪府河内長野市、●●さん。譲受人は、米湊、●●株式会社、代表取締役、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、田、●●㎡、転用目的は、工場敷地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権の移転によるものです。

議長

以上で、報告事項を終わります。それでは、その他ご質疑等はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、以上で、議案審議を終了いたします。
事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、以上をもちまして、第37回伊予市農業委員会総会の閉会を宣言いたします。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後4時30分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
